

蝦夷三寺の設置と教化の方向

—厚岸・国泰寺を中心に—

高橋 訓子^{*} 佐藤 宥紹^{***}

Notes on the purpose of establishment and the course of
enlightment, Zenkohji, Tohjuin, Kokutaiji in Yezo-chi

Kuniko Takahashi Hirotsugu Satoh

1. はじめに

北海道のうち山越内以東の、いわゆる蝦夷地内で建設年代が最も古い有珠・善光寺、様似・等澍院、厚岸・国泰寺の三寺は、寛政11年正月から始まった幕府による蝦夷地直轄政策のひとつとして建立されたものである。幕領地の範囲は東蝦夷地のうち浦河～知床半島及び付属諸島から、東蝦夷地全域に拡大され、支配機構も当初の蝦夷地取締御用掛から、蝦夷奉行→箱館奉行と改称された（享和2年5月）。蝦夷地に寺院を設置することについて、享和2年9月、箱館奉行が寺社奉行に対し、蝦夷地のうちに新寺取建の献策を行ったことに端を発し、同年11月寺院新規取建の寺社奉行の裁可がおりた。文化2年2月18日に設置場所と寺号及び包括宗派が決定した。

これらの寺院の設置目的は、警備の士卒や漁師町人が死亡した時の葬埋と邪宗門対策とされている。僧侶の活動も蝦夷に対する教化活動がキリスト教対策として位置づけられ、一部僧侶による蝦夷に叶った教化内容が特筆されている。例えば善光寺では鷲州が法然の一枚起請文を蝦夷語訳したり、『後世の枝折』を与え、弁端は仮名文字を教え『念仏上人子引歌』を作ったという⁽¹⁾。国泰寺では五戒を蝦夷語訳したり、熊のため非業の最後をとげた父の骸を国泰寺住職の導師で弔った例が目立つ⁽²⁾。

蝦夷三寺のうち厚岸・国泰寺には文化二年に初代住職文翁が赴任して以来の寺務日誌が残されており、『日鑑記』⁽³⁾と総称されて北海道有形文化財の指定を受けるなど、三寺のうちでは比較的研究対象とできる史料に恵まれていると見られている。そこで、この史料を丹念に読んでみると、例えば蝦夷教化の内容について検討した場合、前述したような僧侶の蝦夷教化の方法は、実はそれが特殊な側面というべきであることに気がつくのである。

また、在住者に犠牲者の出た場合の葬礼、年回供養を行ったとは言うものの、国泰寺僧侶の活動はもう少し複雑であって、そのみでは片付けられない面もある。同時に寺院の存在と活動がきわめて一般化されてしまい、

江戸時代の、幕藩制国家における蝦夷地に設置された寺院であったという、時代や社会経済上の制約を配慮しないまま、政策史や制度史として理解するに過ぎないままではなかったか、との疑問を寄せるものである。

以上の反省点はひとり先学諸兄への思い至る点ではなく、これまで国泰寺の史料を読みつけ、折にふれて記述してきた佐藤自身への反省でもある。蝦夷三寺が設置された段階での蝦夷地は、もとより蝦夷の居住するところではあったが、すでに本州農漁村が放出した零細農漁民による出稼ぎや出漁が商人資本のもとで一般に行なわれ、蝦夷の生産体系を否定し蝦夷を労働力に組みこみながら商品生産地を形成していた。寛政十一年から始まる幕府直領化政策は、外圧の強化への対応ということもあったが、そのためにもこれら零細農漁民と蝦夷を同時に支配して幕藩制国家を維持していくことを目指すものであったと考えられる。このような政策のもとで蝦夷三寺が建立されたという経過と、出稼地の存在という農漁民の土地緊縛の歪曲や、国境防衛のため派遣された藩域外での活動に対する宗教政策の敷え（衍）という役割がどのように果されたかを考察するのが本稿のささやかな意図である。史料上の制約もあり十分な検討も出来ないが、蝦夷三寺の設置経過と政策意図を再吟味し、ついで教化の対象となる蝦夷地在勤者と蝦夷に関する記事を整理して教化の内容とその帰結を考えてみる。

- (1) 『伊達市史』（上巻）及び『虻田町史』。須藤隆仙『日本仏教の北限』
- (2) 大内余庵『東蝦夷夜話』 巻之下（『松浦武四郎蝦夷日誌集』 釧路叢書 第一巻所収）
- (3) 『日鑑記』の引用についてはすべて厚岸町教育研究所解説本によった。

2. 蝦夷地における仏教政策の意図

蝦夷地に新規寺院を取建てる件は享和2年9月に箱館奉行戸川筑前守と羽太安芸守が寺社奉行衆に建築したことから始まる。その内容は羽太正養（安芸守）による『休

『明光記』の附録別巻一件物の巻一というところには載っているし、国泰寺二世萬全が手控のなかに写し取って残存している。寺社奉行松平周防守へ提出された書面は次の趣旨からなっている。⁽¹⁾

- 1> 蝦夷地へ此方から参り居るもののために、まづ墓所一カ所を建て墓守の僧を置き、漸に増個所する。
- 2> 墓所及び墓守僧を置くことは、新規寺院取建を禁じた元禄年中の制に抵触するが、寛政11年に伊豆国波浮湊建設のおり出百姓のために墓所を置くことを認めた先例がある。
- 3> 蝦夷地は国内とも訳が異なるところであり、新寺建立の禁を解くことにそれほど難点もないと思うが、いかが。寺社奉行は次のとおり回答した。

御書面に趣令承知一候。新地之寺院停止之旨元禄年中被仰出有之候得共、蝦夷地も外國の境ニ而、近年追々御世話も有之儀ニ付、墓所取建、墓守之僧等差置候而已ニ而も、都而後年ニ至り不正之筋も出来可致哉ニ付、別段之譯を以、新寺何ヶ寺と歟相定、取建、其後庵室之類ニ而も難成積り、相極候方可然哉と存候⁽²⁾

松平周防守の出した返書を箱館奉行は(1)「此方参り居候者共死亡の節取置しめ」、(2)「往々も邪宗門等之糺し之爲を第一之主意と心得」、(3)「蝦夷人共之葬埋を改させ候譯ニも無御座」と受とめ確認の書面を提出している。もとより(3)の蝦夷人の葬埋の取扱いに関して「本邦之風を慕ひ相願候者也御座候ハバ、是又制止メ候譯ニも無御座⁽⁴⁾」と決して風俗改変を目的とするものではないことを特に言及している。享和2年9月～11月の箱館奉行～寺社奉行間の折衝過程を通じ、幕府が寺院普請・修理、出家扶助料を蝦夷地経営経費から捻出して設置する寺院の目的と蝦夷への対応の方向があらまし浮上してくる。とりあへず「出百姓」の存在と外国の境であることをもって元禄以来の停止事項を「別段之譯」をもって改めるにいたった意義を考えてみる。

幕府はしばしば新規寺院の取建を禁止する法令を出した。寺院・僧侶の仏教勢力とその財政基盤を掌握することが目的であって、本寺一末寺体制を構築するとともに、この統制外にある寺院の存在を否定した。新地寺院建立の禁止は天和3年武家諸法度のなかで明文化されて以来、寛永8年、寛文5年、元禄5年と新寺取建の禁止令を繰返し、その都度末寺帳をつくることを命じているが、これによって本寺をもたぬ末寺はなく、寺檀関係を通じて行った宗門改の寺請によって、末寺に属さぬ民衆もまた存在しないことになったのであり、農漁民らの村落への緊縛と寺院への緊縛が実現したわけである。民衆は土地の石高制を通じて統制を受け、信仰を通じて末寺一本寺

一寺社奉行へと二重の緊縛をうけながら支配の対象となった。

こうした中で伊豆国波浮湊の修理に伴ひ新寺取建てが浮上する。辻善之助によれば、元禄5年以降の新規寺院取建停止後も公儀の建立になるものか、特別由緒あるものに限り再興が許可されたから、この間新規取建てが皆無であったとはみられない。波浮湊は東廻り航路の江戸への入港船が、蝦夷地直轄にともない急増した。このため伊豆沖合で沈船する心配が高まり安房の人秋広平六の建言を入れ寛政11年8月に波浮湊の整備に着手した。この時「同所出百姓等病死之節葬候墓所取建、墓守之僧差置」案を寺社奉行に図ったのであろう。波浮湊の整備は蝦夷地直轄政策のうち海運官営化のうえで生じた施策であったが、そのために「出百姓」という形で表現される出稼ぎを求め、病死者の墓所と墓守僧の配置を考えたものであろう。一見すれば出稼中の犠牲者に対して手厚く葬埋するためのようでもあり、蝦夷地新規寺院取建も同様の趣旨であるかのようにも見える。しかし実体は幕府の政策逐行上「出百姓」という形で村落離散が一時的にせよ求められ、農民の土地緊縛を否定するような事態が生じたために、農民の移住に対して、支配の装置のひとつである寺・僧の現地派遣と配置の処置が、波浮湊での墓所・墓守僧の配置であり、蝦夷三寺設置の建策ではなかったか、というのがひとつの考え方として生まれてくる。

続いて箱館奉行は同年(享和2)11月、蝦夷地御用により入り込む者として、役人・南部津軽勤番足軽・漁師・職人・町人等を掲げ「病死等之者も御座候間、左様之節取置しめ」、五カ寺を計画し、うち1～2カ寺を当座建立することとした⁽⁵⁾。蝦夷新規寺院の取建てが、東蝦夷地の仮直轄を拡大し、松前氏から永久上知させた享和2年7月24日の決定後に提案されていること。東蝦夷地仮直轄とともに主に津軽・南部両藩に蝦夷地御用に伴う勤番の藩士・足軽だけでなく、職人・町人の派遣を要求し、漁師については従来請負人のもとで出稼ぎしていた者に「望二任、只今之通召仕」い、また蝦夷地入稼船役の減免までを考慮して蝦夷地開国の労働力を確保することをすでに寛政11年2月の時点で決定していた。外圧の接近にせよ、蝦夷地資源の本州流入、余剰労働力となった本州農漁民の藩領域外への放出が恒常化している状況のもとで、蝦夷地と蝦夷たる異民族を幕藩体制下に組みこまざるをえない、編成しない限りその維持、再生産が困難な時点での幕府としての対応が、東蝦夷地の直轄政策であった⁽⁷⁾。寺社奉行が「都而後年ニ至り不正之筋も出来可致哉ニ付」と主張したのも、蝦夷地の今後が役人を

はじめ諸藩の漁師・町人・職人の移住を将来においても不可避とみており、その過程での宗教統制政策上の観点から事態に対処したものと思われる。その一は伊豆波浮湊での見通しと同様に本来なら土地緊縛されているはずの農漁民が、政策上他所へ移動したにもかかわらず、寺院の存立基盤が未熟なために宗教施設の移動が伴わずこの間隙を幕府による墓所・寺院建立によって埋めるとするものである。つまり母村の菩提寺が及ぼすことのできない士卒、商農、漁民の寺院への緊縛を出先において当座のあいだ果させておくことを意図したものであろう。

その二は邪宗門対策の観点からであるが、単にキリスト教が南下するロシア勢力によって伝えられるというだけでなく、日蓮宗不受不施派及び悲田宗の弾圧・禁止、日蓮宗不受不施派と本願寺に対する幕藩体制内への組みこみを内容とするものである。それだけに単純に外国に境を接しているというだけではなく、「此方も参居候者」にこの種の教派の布教と勢力の波及を阻止する機構が必要であった。そのために禁じている遊行僧や民衆が道場・庵を構へ、またこの庵を再興して寺院となすことを厳しく禁令したのであるが、それ故に蝦夷地開国に関して宗教統制上の機構を欠くわけにゆかない。そこで「別段の譯」をもって新寺取立が認められ、「普請修覆^註出家御扶助等之儀も、蝦夷地御入用金之内より取賄^註」って建立し、寺社奉行が本山推挙の僧をもって住職に任命するという人事権すら譲らなかったのである。

その三は蝦夷地取建寺院に対し、思想・信仰の世界での本土化＝幕藩体制下への組みこみを積極的に求めたことである。国泰寺に伝わり蝦夷三寺の活動を理解するうえで影響を与えてきた、「文化元^{甲子}年四月」付の掟書を検討しておくことにしよう。

- 一、天下泰平国家安全之勤行怠慢あるべからざる事。
- 一、蝦夷をして本邦之姿に帰化せしむる事。
- 一、毎々より死亡の民をして未来とくだつせしむる事。
- 一、隣邦の外夷渡来したるとも國のあざけりなからしむること。

以上の4ヵ条からなるが、文面以外の手がかりがないまま、引用されている。推測できることは初代文翁時代の『日鑑記』によれば、文化元年4月6日に寺社奉行が大久保安芸守内寄合の席に呼出しを受けて老中伺いのうえ文翁に住職を申付られている。この折に渡されたものの写しとも考えられるが定かではない。次項で検討してみる限りでは二項目の「蝦夷をして本邦の姿」に帰せしめるという点を除いては、ほぼこの掟にそった形で活動が展開している。蝦夷の風俗を変えることに箱館奉行側はむしろ消極的な意向をもっていたし、国泰寺の活動をみて

も蝦夷教化に積極的に関わったとは言い難い。当初箱館～山越内、山越内～有珠、有珠～様似、様似～釧路、釧路～根室の間に1ヵ所宛の設置予定を、旧祠堂を基礎にした善光寺を含めて東蝦夷地を三つのグループにわけ、様似・厚岸の三ヵ所で寺院を取建てる形で具体化した。あわせてこのグループに振り分けるように蝦夷撫育のうえで不可欠な酒造所を山越内、様似、釧路に、枕所を根室に設けている。ブロックごとに新開地に送りこまれた民衆と居住の蝦夷を同時に支配するために必要な詰合一酒造所一寺院が設けられ、このなかで寺院は本来私寺に請負わせた邪宗門の監視を幕府が自ら設置した寺を通じて行おうとしたことの他に、「天下泰平国家安全の勤行怠慢あるべからざる事」に、正に言い表わされた国家、將軍家安泰の総祈禱所が、その支配の及ぶところ隅々に配置される—そこに蝦夷地新寺取建の意図がもうひとつあったのではあるまいか。一方で国家安穩の祈禱を進め、他方でその犠牲となったものへの菩提を弔って慰霊する役割が域外地を域内に取りこもうとする幕府の意を体して寺院設置が蝦夷地直轄政策の中の柱のひとつとしてもちこまれたものと考えられる。厚岸在任1年足らずして、この地で斃れた文翁らはともかく、二代目萬全師の一行は、赴任後、八王子同心や寛政蝦夷乱の犠牲者など、国泰寺設置に先立ち死去したものの、慰霊追弔に努めている⁽⁸⁾。

- (1) 『新選北海道史 第五巻史料一』 1019頁。以下羽太正養『休明光記』については同書本による。
- (2) (3)～(4) 同書1019～20、1020～21、1021頁。
- (5) 江戸時代における幕府の宗教統制政策については藤井学「江戸幕府の宗教統制」（『日本歴史』近世3 1963）竹田聰洲「近世社会と仏教」（『日本歴史』近世1 1975 いずれも岩波講座）大桑育『寺檀の思想』（教育社）。寺請制の成立を単婚小家族の輩出による寺との寺檀関係を前提としながらも、寺請制の設定がより広汎に寺檀関係の未発達な地域にも拡充したと考える立場で立論した。
- (6) 『休明光記』（前掲書 1022頁）
- (7) 佐藤宥紹「蝦夷地幕領化政策の意義」（『釧路市立郷土博物館紀要』6）
- (8) 『御寺建立以前之過去帳』、『二世萬全住職中公私諸記録』 第6集 22頁。

3. 蝦夷地在勤者と国泰寺

国泰寺の教化活動の方向を探るため、五代文道代の日鑑記天保六年条から一年間にわたる寺務関係記事を抄出した。開設後30年余を経過しており、好ましいことでは

ないが、初期の記録が散失していて十分でない点や、次に述べる傾向は初代住職の記録からもうかがわれるし、また文道の時代が、寺の経営内容の最も詳しく判明する時であるなどの理由から検討の素材として選択した。

国泰寺の活動は、(1)将軍家、領主家繁栄の祈禱。(2)国難危厄の消除、漁業繁栄の祈禱。(3)国泰寺と在勤者との接点となる民間信仰の取り込み。(4)菩提寺にかわる当座の仏事葬祭という点に要約される。

(1)、(2)は関連がある。このうち大檀越の将軍家、松前藩主家のために繁栄を祈りその威光を伝えるものとして東照大君祥月の供養が4月16日夜から17日にかけて、また家康が江戸打入りの日として選ばれた八朔を営み、詰合役人、会所三役が参詣している。このための施設として護国殿がある。本来天皇の聖寿無窮を祝禱する法要である祝聖が、毎月1、15日に行なわれ、正、五、九月の15日から17日までは大部の般若経が3日間転読された。天保五年藩主松前章広は64才で没した⁽¹⁾。章広が天保4年4月、馬上にあって中風を得たとの書状が国泰寺にもたらされるや、藩主病氣平癒の祈禱会を催し「菩提円満武門繁栄、諸縁吉利当病平癒」の奉牌を寺社役に早速送っている⁽²⁾。その甲斐なく翌9月25日病没した知らせが10月10日国泰寺へ届き詰合と会所支配人代が参詣し献経している⁽³⁾。天保6年9月には一周忌の供養があった。この手厚い対応は寺の経営維持の当事者である幕府・松前藩と国泰寺が財施と法施で結びあっている側面と、寺の営む仏事に参詣するものに対しては常に国主・領主の恩恵と威光を具現化、もしくは再生産していく側面とをもつ。つまり国泰寺が営む法会を通じて、領主と城下を離れた地に勤務する藩士との主従関係が再確認され、領主側からは主従関係の認定基準ともすることができる。

将軍・領主家の安泰と無窮を表とすれば、国難災厄の消除と国土繁栄は裏をなして一体となる。初代住職文翁代の正五九月の18日に定例祈禱が行なわれており、その祈禱札は「五穀成就衆病癒除 万民康楽諸難不起 国家安全専祈」であった。代を経るに従い祈禱の回数も拡大し、その内容も多岐にわたった。さて、国難消厄のさいたるものは、天保2年2月に羨古丹へ外国船が漂着した折の国泰寺の対応である。滞船の報が伝わると住職の提案で、異国船退散と出動の詰合藩士の武運長久のための七日間の祈禱が行なわれた⁽⁵⁾。文道が着任して初めて迎えた正月17日の般若祈禱札には、詰合へは「(略)武運長久」を「天下太平万民戯楽 十六善神守護之所」の国泰寺が祈り、会所へは「家業繁栄」を懇に祈ったと記されている⁽⁶⁾。本州では五穀豊穡であるが、蝦夷地では漁業豊漁と海上安全が家業繁栄につながる。国泰寺の正五九月

の定式祈禱では詰合、会所が祈禱料を納め武運長久と五穀豊穡が祈られ、その実現をもって国主・領主家の繁栄につながり、領主の繁栄が国難を除き、国土の繁栄を願うところに国泰寺の祈禱が位置している。ただ着目しておくことは、個人的に道中堅固、船日和待ち、海上安全の祈禱を申し出るものが増えてきている点である。あるいは「トカチ場所漁供養水施餓鬼」⁽⁷⁾のような事例を見る。依頼主には役人・医師・船頭だけでなく番人身分のものもある。詰合や会所という経営組織から個人へと国泰寺の帰依者が拡大していったことのあらわれである。

国泰寺による仏事は葬儀、年回供養が営まれているが出張や出稼ぎをしている者が、母村で果せない点を補完したものと考えられる。その理由は、農漁民には少いとみられる火葬が採用され、死骨が母村へ送られている。その2は求めに応じ法名血脈を下付しているものの、母村に帰り菩提寺で改めて法名を受けている例も指摘されている。さきに佐藤が『新釧路市史 第一巻』でふれられているので詳述しないが、佐井・長福寺の過去帳で三例を見ている。火葬にすることで母村へ戻すことができるのであるが、この地はあくまでも出張や出稼ぎのために、母村の境界が拡大したものであるにすぎないことを示すものであろう。それは国泰寺が宗門改めを行っておらず、あくまでも母村の菩提寺が果すべきものとされてあったところにもうかがわれる⁽⁸⁾。葬儀に対する国泰寺と菩提寺との関係がいかなる理由によるものかといえば、農漁民の土地緊縛政策はたてまえとしては生きておりながら、現実には離脱する、あるいは辺地に人を送りこまなければならない政策過程に照応して、寺院についても出張所を設けるとの建て前で、蝦夷三寺が生まれたことを示すものではなかろうか。

国泰寺が幕府や松前藩の護持を受けながら、民衆との接点をどこに求めたかといえば、葬儀や年回忌もそのひとつであるが、もうひとつ見過せないのは、民間信仰と習俗の取り込みである。習俗でいえば五節句、節分、明月、夏至、玄猪、冬至などの諸会であり、民間信仰では白山権現、蛭子講、恵比須講、八幡宮、神明宮、稻荷宮弁天祭礼への出勤誦経は禅の教義とは相容れないものだと思う。農耕社会のもつ習俗に、漁猟習俗が加わって複雑になっているが、とにかく諸信仰が会所のもつ性格—漁業生産・商業活動と密接したものであることに注目しておきたい。一方で葬祭追福を営みながら、より現実的にいかに豊漁で安全であるかのために、仏神の加護を期待する民衆の意識が、国泰寺と葬礼以外のもうひとつの手だてを通じて結ばれあいながら寺の活動が展開していることは重要であると思う⁽⁹⁾。

天保6年中における国泰寺々務（抄）

月	日	記 事	内 容	備 考
一 月	1	祝 聖 修正会	本威儀出頭 賀扇祝終わって、違駄天、歳徳神、鎮守堂等誦経 本威儀、般若経転読、金剛経誦経	
	2	同 上	同 上	
	3	修正会満散	本威儀、般若経転読、金剛経普門品 陀羅尼(大、消、楞、消)	
	7	人 日	本威儀	
	8	星祭・節分析禱	本威儀、誦経百卷、心経五卷 陀羅尼(大、消、楞、消)	
	13	法衣開き		
	15	祝聖(善月祈禱)	本威儀、般若転読、詰合同会所支配人及び惣番人代来る	
	16	同 上	本威儀、般若転読	
	17	祝聖満散	本威儀、般若転読、詰合同及び下部まで会所三役、居合せの 番人来る 会所詰合定式祈禱料、詰合会所惣番人より初穂料	
二 月	21	ネモロ会所定式祈禱料200匹届く		
	28	式 日	会所より、支配人代、惣番人代2人来る	
	1	祝 聖 トカチ会所より定式祈禱料届く	本威儀、月並般若転読 金 50匹	
	5	初午 稲荷宮へ赤飯他献膳 桜井医師 道中堅固の祈禱依頼	普門品、心経 陀羅尼(消) 会所招きにより僧稲荷宮参勤 同人子モロ場所廻動のため道中安全祈念。初穂料 金50匹	
	13	アッケシ場所大工長吉祥月忌	亡父祥月につき回向料金50匹来る	
	15	祝聖・涅槃忌	本威儀、月並般若転読、詰合同、支配人代、惣番人代来る	
	19	トカチ番人病死、回向料来る	血脈法名度受けるため回向料として50匹 会所より来る	
	20	彼岸中水施餓餓修行		
	25	天満宮祭礼	普門品、心経、消災神呪陀羅尼	
三 月	28	式 日	支配人、支配人代、惣番人代来る	
	1	祝 聖	月並般若転読、詰合同、会所より支配人、支配人代来る	
	3	上 巳	本威儀、詰合同、会所三役一同来る	
	9	クスリ詰合同正月祈禱料届く	銀壺朱(但し、高橋源治個人のもの)	
	15	祝 聖	月並般若転読、詰合同、会所より支配人、支配人代来る	
	16	アッケシ下通辞病死、回向料来る	庄八、帰国の時小湊で死去 施主会所 回向料 金100匹	
	21	護国殿で懺摩会修行		
	28	式 日	会所より支配人、帳役来る。	
	29	蠣島弁天社祭 クナシリ会所死者4人の回向依頼	会所の招きにより僧2名、蠣島へ赴き誦経 金50匹 あわせて金300匹	
四 月	1	祝 聖	月並般若転読、詰合同、会所三役来る	天保6になく 天保7記載あり
	3	白山権現祭礼につき鎮守堂で誦経	普門品、心経、消災神呪陀羅尼	
	8	誕生忌	本威儀、楞嚴神呪陀羅尼(天保7)	
	10	クスリ会所より回向依頼来る	南部藩領奥戸の角蔵(菩提寺長福寺)死去につき血脈法名を依頼、回向料 200匹届く	
	14	未(天保6)年春手当金受取る		
	15	祝 聖	本威儀、月並般若転読、詰合同、会所三役	
	16	東照大君祥月宿忌護国殿に影膳	陀羅尼(楞、消)	
	17	観世音安置 東照君祥月忌	役夷人7人へ清酒八升遣ス 陀羅尼(楞、消)	
	28	護国殿で懺摩会を修行 式 日	会所支配人、帳役来る	
月	29	徳成丸 日和祈禱依頼	同船幸助より 祈禱料 50匹	

五 月	1	祝 聖	本威儀出頭、般若転読、詰合同、会所三役来る	任期中に一度場所 中住職廻勤のため 15～17日にかえこ の時行う
	2	同 上	同 上	
	3	祝聖満散	本威儀、般若満散、詰合同、会所三役来る 会所詰合より定 式祈禱料、詰合会所惣番人より祈禱料	
	5	佳 節	本威儀、詰合同会所三役	
	7	住職一行6名奥地場所廻勤出立 クスリ会所定式祈禱料届く	子モロ、クナシリ、エトロフ諸場所 金50匹	
	15	祝 聖 エトロフ詰足軽六人江海上安全宝 牌遣す 道輪信士の年回回向依頼	定式月並般若転読、会所より帳役一人来る 祈禱料銀壺朱、回向料青銅20匹、銀壺朱	
	20	橘屋の伝七葬儀執行	バシクルにて手船破船により水主伝七死亡 クスリ会所より回 向料、南鐐一片、金50匹送り来る	
	21	トカチ会所定式回向料届ける	金50匹	
六 月	28	式 日	会所より帳役1人来る	
	1	祝 聖	月並般若転読、詰合同、会所帳役1人来る	
	12	国泰寺初代祥月宿忌	楞嚴神呪	
	13	初代祥月忌	本威儀、楞嚴神呪、詰合同、下部迄、会所三役	
七 月	15	鎮守堂にて祇園会 祝 聖 晦 今夕より7月中水施餓鬼修行	普門品、陀羅尼（大、消） 詰合同来る	
	1	祝 聖 子モロ会所より定式祈禱料来る	月並般若転読、会所帳役1人来る 金 200匹	
	7	佳 節	本威儀、詰合同、会所帳役1人	
	9	ノッケ番家守和多吉海上安全祈禱	五卷大悲神呪、8月3日妻13回忌につき消災神呪修行、初穂料 金50匹 回向料金50匹	
七 月	12	アッケシ会所定例施餓餽料来る アッケシ惣乙名マイトンケ見舞	仏供米1俵、施餓餽料金 100匹、三役金50匹、惣番人 100匹 廻勤中の松堂執事より金 100匹届金依頼あり	
	13	盆中水施餓餽始める	今夕より開始、普門品、本威儀出頭。（8月6日まで）	
	14	会所へ棚経のため参勤		
	15	祝聖、水陸会修行	本威儀、月並般若転読、詰合同、会所帳役一人	
	24	建長寺開山大覚禪師祥月	楞嚴神呪	
	25	厚岸詰合重役蠣崎氏参詣	靈照院殿忌日につき拝礼のため	
	27	クスリ会所、支配人施餓餽料届く	会所（定式）金50匹、支配人 金50匹	
	28	式 日	会所帳役1人来る	
七 月	1	祝 聖	月並般若転読、会所帳役1人来る	廻勤中につき延期中
	4	奥場所廻勤中の方丈ら帰着	詰合同舟場迄出迎え、支配人はノコベリベツまで出迎える	
	6	天保4年分小破料届く クスリ詰合五月祈禱料届く	未納分のところ先の詰合志村氏送り来る。金五両 詰合下国市左衛門 銀壺朱	
	7	エトロフ請負人へ仕向金納入督促	関本屋中村屋両家へ、天保4・5年未納分納入依頼書状送る。	
	12	須吉丸船祈禱	施主仁三郎 初穂料金50匹、誦経五卷大悲神呪、般若心経消災 神呪 八大龍王31回唱和	
	15	山門施餓餽、祝聖	詰合同、会所三役来る 月並般若転読	
	20	クスリトカチ場所廻勤出発	方丈始め一行6名、詰合同、帳役見送り 善方地迄下役、ク スリ迄支配人代、役夷人見送り	
	28	式 日	会所帳役一人来る	
八 月	1	八朔祝聖	本威儀出頭、月並般若転読、会所支配人、支配人代来る	
	3	秋彼岸中日		
	10	方丈一向帰着	会所帳役、詰合下役舟場迄出迎	
	15	祝 聖	月並般若転読	

蝦夷三寺の設置と教化の方向 ―厚岸・国泰寺を中心に―

月	16 28	八幡宮祭礼 明 月 広尾辻村佐吉より年回依頼 式 日	鎮守祭礼につき、セカチへ濁酒三升 団子献膳、普門品、陀羅尼（大、消） 廻勤中に依頼された釈清心13回忌回向修行 回行料金50匹 会所帳役一人来る。	
九	1 7 9 10 13 14 15 16 17 18 20 24 25 27 28	祝 聖 明日俊明院五十回忌につき宿忌 重 陽 霊照院一周忌献蠟依頼 クスリ会所定式祈禱料届く 月 見 祝聖（善月祈禱） 神明宮祭礼 祝 聖 祈禱満散 死骨替葬のため誦経 定例の宝牌各場所詰合会所へ送る 唯浄忌祥月 六ヶ場所惣供養施食会 霊照院殿一周忌宿忌 子モロ会所秋祈禱料届く 霊照院殿一周忌修行 トカチ会所へ定式祈禱料請書出す 式 日	月並般若転読 この日エトロフ場所請負人に依頼中の天保4、 5年中の仕向金、箱館字左衛門に届けられた旨の書状来る 宿忌、年回忌とも楞嚴神呪 本威儀出頭、詰合同 会所支配人代帳役来る。 松前藩寺社役中へ一周忌修行に際し蠟燭下付の依頼 クスリ会所及び支配人とも金50匹 普門品 般若心経消災神呪 本威儀 般若転読 普門品般若心経消災神呪 詰合同会所支配人代帳役来る 帳 役より、神明宮にて誦経依頼（金 200 匹）番人中へ神酒200匹 本威儀 般若転読 詰合同下部迄会所三役参詣 番人亀松より宗忠信士国元送りのため改葬したく回向料金50匹 会所より白米壹升 金50匹 ローソク2打 豆腐三丁届く 詰合同、会所三役参詣一汁五菜 引菓子 金 200 匹 楞嚴神呪 廻勤中預置 支配人帳役代通辞代会所より来る 年限満期につき隠居願出す	箱館称名寺の檀徒 釈唯浄は厚岸場所 請負人先代山田文 右衛門のことで毎 月20日に唯浄忌が 営まれ、会所より 回向料、仏供米が 届く。
十	1 5 8 15 28	祝 聖 鼻 祖 忌 玄 猪 祝 聖 式 日	詰合同会所支配人通辞代来る 本威儀 楞嚴神呪 月並般若転読 詰合同会所支配人通辞代来る 会所支配人通辞代来る。	前夕宿忌（神）
十	1 2 3 15 25 26 28 29	祝 聖 冬 夜 冬至祝聖 祝 聖 秋手当詰合より届く 当寺二代目萬全和尚取越回忌 式日 寺内風邪で病氣平癒祈念 藤田道策願による妻7回忌回向	月並般若転読 詰合同会所支配人通辞代来る 土堂誦経 本威儀 詰合同来る 会所三役は風邪のため不参 詰合会所 より献蠟料届く 月並般若転読 詰合同会所支配人来る 12月26日 17回忌相当のところ取上修行 前夕宿忌共楞嚴神呪 式日には支配人来る 平癒祈念のため百巻心経 回向料 寺へ金百匹 参勤の役僧へあわせて 200匹 楞嚴神呪	
十一	1 8 15 19 31	祝 聖 成 道 忌 和多吉 逆修血脉申請 祝 聖 節分星祭祈禱 晩 課	月並般若転読 詰合同 会所支配人帳役来る 本威儀 楞嚴神呪 法号 永脈宗寿上座 回向料金 200匹 月並般若転読 詰合同 会所支配人帳役来る 本威儀 土堂誦経 百巻心経満散 陀羅尼（楞、消） 本威儀 末年諸堂参銭 金壹分式朱と式百文	

1. 『日鑑記』12～14 景雲山五世文道代 より作成

2. 表中 陀羅尼（大、楞、消）は、それぞれ、大悲神呪、楞嚴神呪、消災神呪の略である。

- (1) 松前町史編集室編 『松前町史年表』
- (2) 『日鑑記』 天保4年4月24日条 第4集 2頁
- (3) 『同上』 天保5年11月6日条 第3集 10頁
- (4) 『同上』 文化2年10月5日条 第6集 10頁
- (5) 『同上』 天保2年2月22日条 第1集 38頁
- (6) 『同上』 文政13年1月17日条 第2集 81頁
- (7) 『同上』 天保4年7月20日条 第4集 24頁
- (8) 佐藤宥紹「東蝦夷地における宗教史序説」(『史流』第12号所収)
- (9) 前掲書

4. 夷人(アイヌ)教化の進行状態

寺設立の目的のなかでは「蝦夷人共之葬埋を改させ候⁽¹⁾ 訳ニ者無御座」と述べながらも掟書二カ条めに「蝦夷をして本邦之姿に帰化せしむる事⁽²⁾」という内容をもつ国泰寺が、次第にロシア並びに諸国が接近してくる幕府後期の東蝦夷地において、どの様に教化を押し進めていたのだろうか。国泰寺所蔵の文書からアイヌに対する教化についてその様子をさぐってみようと思う。

(1) 『日鑑記』中の夷人

日鑑記上のアイヌに関する記事は、寺に雇われた形で出てくる場合・オムシャの時・寺院行事に招かれて来た時がそのほとんどである。(その他突発的の事故・災害の被害者として書かれたり、回向料を持参した夷人の記録も多小ある。)

一番多いのは寺に雇われた形で出てくる記事である。この場合の夷人は全てが会所を通して雇われており、臨時的に雇われる場合と寺の下働きとして一定期間寺に住み込む形で雇われる場合とがある。一年分の給料は11月から12月にかけてまとめて会所へ支払われ、夷人は会所から給料を受け取るという仕組みになっている。

次に多いのはオムシャの記事である。オムシャは形式的ではあるが、夷人教化の方法としては重要な行事であり、会所ではほぼ一年に一度9月から11月頃にかけて行われている。国泰寺で行われるオムシャは新旧住職交替入寺披露の時、場所廻勤の時にしか行なわれていない。『日鑑記』中では5代目住職文道が行ったオムシャが比較的詳しく書かれている最初である。天保8年3月に行なわれたこのオムシャには役夷人8名、土産取り夷人24名、平夷人400有余名が参加と記録されている。オムシャの際には夷人達へ酒食が振舞われる一方、夷人達への申渡が行なわれるのだが、この申渡しの内容が記載された最初は弘化2年5月の記事である。これは6代目住職香国がアッケシを去る時に行ったオムシャである。

一、天下御制禁切支丹邪宗門等ニ不帰依様望相守可申

事

一、向後盆正者勿論時々寺へ致参詣無懈怠可致信心事
一、先年蝦夷一円御用地已来松前家江引渡ニ相成候得共寺之儀者左ニ無之公儀之御寺ニ有之間心得違無之様⁽³⁾
大切ニ相聞可申事

以上の様な形式的な申渡が夷人達へ伝えられ、その代わりに夷人達は酒食を与えられるのがオムシャなのである。この弘化2年のオムシャには役夷人、平夷人合計で238名の者が参加しており、当時のアッケシ場所総夷人人数が380人と記録されているので約6割以上の夷人が参加した事になる。そして6代目住職以降オムシャの申渡しは定型化された形で日鑑記に記載されていく。

その他夷人関係の記録では3代目住職靈雲以降寺へ回向料を持って来る夷人達が記載されはじめていく。靈雲時代には、文化12年力助(彼の場合は過去帳に妻と子も記録がある。)、文化14年6月専助・久助・三助、同じく14年11月久助・専助、文化15年2月三助、文化15年喜助・力助、文政元年力助、シネンロシキ、イラリバクル、弥助の合計6件が記録されている。(過去帳には久助・三助の家族達も記録されている。)夷人達は回向料として寺へ米を持参し、寺は夷人達に酒を与えるという形をとっているのである。しかしこれら寺へ回向料を持参した夷人達は文政元年のシネンロシキ、イラリバクルの2人以外は和人名を使用している新和人達である。この靈雲時代にはその他に新和人久助の子の命名を行った事、盗みをした夷人チカリクルの救済を頼まれて詰合へ出向いた事などの記録もあり夷人との接触が活発に行なわれていた様子がうかがえる。

日常寺側は夷人との接触の機会が少ないのに加え、言葉が不自由であり通辞を介してでなければ意志の疎通は難しかった。さらに7代目住職真州の時には、夷人達へ「御詰合所並会所用寺内要用之外無用之者猥ニ不許出入 但堂社参詣為差掛非常急用之儀者格別之事」の旨を伝へ、寺への出入を規制するなど、年代が経るにつれてかえって一般の夷人達との接触は限られたものになっていき、次第に形式的なオムシャ以外接する機会が少なくなっている。この様な状態にあって寺での夷人教化が進展していたとは考えにくい。『日鑑記』中に記録されている夷人達はオムシャの時を除くと大多数が会所で雇われていた夷人であり、会所との関係により寺との関係を持つようになっていくという状態である。⁽⁴⁾

(2) 『夷国船渡来中日鑑記』中の夷人

『夷国船渡来中日鑑記』は5代目住職文道時代に書かれたものである。天保2年2月18日ウライ子コタンに現れた異国船との争闘の様子、経過、事後処理などについて

て書かれている。ここではこの事件についてその争闘の詳細は述べないがこの異国船は3月4日に去っている。

この事件についてはその後6月4日に公儀から御見分のためとして御普請役吟味方調格の川久保忠八郎・内藤宇三郎らがアッケシへ到着しており、異国船渡来を会所へ注進した夷人イカシン子と、アッケシの惣乙名マエトンケ（マイトンケ）を始めとする役夷人6名に玄米・酒等褒美が与えられている。同様に松前領主からも捕虜となった夷人イコシャハと松前表への事情報告時に彼に同行した夷人イラリハクロへは米・古手・烟草等が褒美として与えられ同時にアッケシの惣乙名以下役夷人6名、土産取9人、平夷人男女105人に対して特別手当として8両余りが渡されている。この記録によって、詰合・会所の指揮のもとに惣乙名によって統率された夷人達が警備のためにかり出され日本側の戦力となっていることがよくわかるのである。

(3) 『場所廻勤日鑑記』⁽⁵⁾ 中の夷人

『場所廻勤日鑑記』として残っているものは5代目住職文道の時代に書かれたもので、天保3年5月と天保6年5月にエトロフ島・クナシリ島・ネモロ・クスリ・トカチへ廻勤した時の様子が書かれている。場所の廻勤は住職として在職中に必ず一度は行なわれているものであったが、クナシリ・エトロフ・ネモロの在住者達との接接は必ずしも毎年行なわれていなかった。6代目住職香国などは毎年行なう事を計画しているが、天保10年4月にはエトロフ・クナシリ・ネモロ場所の各支配人達から漁事期間に住職達の運送を手伝う事は漁業活動に差支えるので隔年にしてほしい旨の申し出がされ実現していない。この様に場所では生産量の増加に結びつく事が第一位的な事柄である。この様な状態では無論アッケシ以外の場所の夷人達と国泰寺との接触もほとんどないのと同様であった。『場所廻勤日鑑記』中の夷人達に関する記事には国泰寺から「会所居合之役夷人」達へ渡した物品名・数量・夷人名等が書かれている。

この『場所廻勤日鑑記』と『夷国船渡来中日鑑記』をもとに天保2年～天保3年にかけての国泰寺受持ち場所の役夷人名をみると

- ・エトロフ（天保3年）—— 惣乙名 可助、脇乙名 勘助、並乙名 与茂作、並小使 佐平、土産取 西松・長八・才吉・竹松
- ・クナシリ（天保3年）—— 惣乙名 ニシンウケ、土産取 トエテキシヤ・音平・団蔵
- ・子モロ（天保3年）—— 惣乙名 チンヘイ、小使 カチュウエン・ヤエロアイ・カムナンカ・リカンタク
- ・クスリ（天保3年）—— 惣乙名 コニシャカラ、

小使 センタウケ・ハメンカウシ・エコロコツ・チウニクアイノ

・トカチ（天保3年）—— 並乙名 トシサリ・アレノアシ・シラワサ・イタチャン、脇小使 ハヘベク

・アッケシ（天保2年）—— 惣乙名マエトンケ、脇乙名 タフカラント、並乙名 カムエチャリカ、惣小使 イカシチャリ、並小使 ムシリハウシ・ヲワシシカ

以上のことから、エトロフ島の役夷人名が全て和人名であり、それに対してアッケシ・クスリ・トカチの役夷人（クスリ・トカチの役夷人は「会所居合之夷人」）の中には和人名を使用している者がいないという事がわかる。また、エトロフ島においてはこの天保3年の時点で夷人達に対して「村方」という表現を用いており、表面上はエトロフ島における夷人の和人化が最も進められていたと推定される。

また、『日鑑記』中にエトロフ島夷人についてその宗旨に関する箇所がある。天保14年に異国船がエトロフ島へ漂流者を連れてきた事件があったのだが、この調査を行った役人小林朝五郎に同行したエトロフ島の村方右吉・佐兵衛の宗旨に関する問合わせが松前寺社役人からあり、それに対して国泰寺は

「右去ル文化二年丑四月録所金地院方規定書相渡り候ケ条之中ニ壇家出来候節者遂吟味宗旨致印形候之件茂有之候共初代方唯今迄同断方申出候者相見不申候右ニ付村方と相唱候得共従来蝦夷人故宗旨無之儀と存候並外場所共同様ニ相成居申候右宗旨伺之儀ニ候間此段以書付御答申入候 以上 弘化四年末二月六日」

と答えている。つまり弘化4年2月までには夷人が檀家となった事例はなく、宗旨印形をした者がエトロフ島だけではなくトカチ・クスリ・アッケシ・ネモロ・クナシリにおいても一人もいなかった事を示している。天保3年にはすでに村方という言葉を使用し、惣乙名以下の役夷人達が和人名で記載され、記録上夷人達の和人化が最も進展していたと考えられたエトロフ島においてもその事例はなかったのである。またこの文書の中では夷人達の宗旨について「蝦夷人故宗旨無之儀と存候」と述べている箇所から国泰寺としては夷人の信仰生活には全く介入していないという様子がうかがえるのである。

(4) 『諸場所過去帳』⁽⁶⁾ 中の夷人

前述した様に弘化4年の時点でも夷人中には仏教に帰依していた者は存在していなかったのであるが、現実には過去帳に記録され、戒名を得ていた夷人達がいるのである。何故この様な現象が起きているのだろうか。『諸場所過去帳』は享和2年4月から明治4年8月まで記録されている。記録総人数は741名であり、このうち夷人

人数は73名⁽⁷⁾(男49・女20・子供4)で、総人数の約1割ほどである。年代別に分けると享和(0)、文化(19)、文政(11)、天保(5)、弘化(0)、嘉永(26)、安政(2)、萬延(0)、文久(1)、元治(3)、慶応(3)、明治(3)となる。この中で嘉永年間の26名のうち23名は、本来等澗院の受け持範囲であったサル場所の夷人達でアッケシに出稼ぎに来ていて海死した者であり会所を通して一括して依頼されたものと思われる。夷人教化が進んでいたとすれば年を経ることに過去帳に記載される夷人人数が増加するはずであるが、実際の記録上では初期の文化・文政期にかけてが多くその進展はみられない。場所別⁽⁸⁾に分けるとアッケシ(20)、クスリ(8)、ネモロ(12)、トカチ(3)、不明(7)となりアッケシが最も多く、エトロフ・クナシリ島の夷人は一人もいない。

73名中突発的事故で死亡し、会所を通してまとめて依頼されたと考えられるのは40名であり夷人総数の半分以上となる。その詳細は、文政元年クスリ場所洪水で死亡した8名の他、天保9年アッケシ場所夷人3名・嘉永2年トカチ場所3名・嘉永6年サル場所23名・元治元年ネモロ場所3名の計32名は全て海死である。この様に73名の半数以上である40名は会所から一括して依頼された者であり、その他16名はその家族に和人名を使用している者である(40名とは重複せず)。これ以外に6名の者達の施主が番人であり、また安政3年に死亡した2人などはアッケシ会所の船大工小屋で死亡した者であるなど過去帳に記載されている夷人達の大部分は、和人名使用の夷人や会所との関係を持っていた者達であったと考えられる。また73名のうちで役夷人を家族に持つ者の記録は文化8年「ビハセ小使弟キントキ」と文久元年「アッケシ役土人三五郎妻孝子」の2件だけであり、役夷人本人が記録されているのは文化8年「イバリクル父小使カンレマト」の1件のみである。この様に会所及び寺との接触の機会が多かった役夷人に関する記事が少ない(乙名に関する記事は一件もない)のは役夷人が和人の支配下に組み込まれながらも夷人達の統率者として彼らの慣例に従わなければならない保守的な面を強く持っていたからであろう。夷人達が寺へ回向料を持参した記事や過去帳に名前⁽⁹⁾の記録が行なわれていてもそれは仏教に帰依したいからではなく、会所とのかかわりの結果として記録が残ったのだと思われる。

国泰寺の史料上に出てくる夷人達はオムシャの時を除けば何らかの形で会所との関係を持っていた夷人達であり、寺に出入していた夷人は会所とのつながりを持つ夷

人達であった。つまり寺と夷人との間には仲介として会所が存在していたのである。蝦夷地全域の各場所を考えた場合、場所に寺が存在したという事が特別な事なのであって寺から遠距離にあった場所においても夷人教化は行なわれていたのである。実際、前述した様に天保3年エトロフ島において役夷人の和人名化が進んでいたり、村方という言葉の使用も行なわれていた。これは詰合・会所側が外国に対する最前地としてのエトロフ島の教化に力を入れていたためにおきたことであり、詰合・会所の教化に関する影響力が強かった事を示しているといえよう。つまり場所における夷人教化は寺を中心としてではなく会所を中心として行なわれたのであり、その教化の方法は酒食を振舞ったり、便利な品物を与えたり、漁法について教える等といった結局は生産力増加につながるような物質面からとり組まれたものであっただろう。寺の掟書にある「蝦夷をして本邦之姿に帰化せしむる事」を目指した寺の教化は、進展していた様子は見られなく寺の行った教化はまさに夷人達を刺激することなく行なわれたものであり、会所側の教化に附随する消極的なものでしかなかったと考えられるのである。

註(1)「休明光記附録別巻一件物」(『新撰北海道史』第5巻史料1)

- (2) 国泰寺に伝わり厚岸町郷土館で保管されている。
- (3) 『日鑑記』第8集 26頁
- (4) 国泰寺所蔵で『日鑑記』第9集に所収
- (5) 同上
- (6) 国泰寺蔵であるが『新釧路市史』第四巻所収による
- (7) 文政元年クスリ場所洪水で死亡した8名を含む
- (8) ビハセはアッケシ場所、アツウシベツはネモロ場所とする。またサル場所は等澗院範囲なので除く

5. むすび

近世寺院は檀家をもつ菩提寺と祈禱を事とする祈禱寺に分類される。設置意図と活動の軌跡から国泰寺は後者の傾向が強く、寺檀を積極的に拡大しなかったのも、このような性格から起因する。

葬礼年回忌の営みもあったが、母村と菩提寺から離れている為の当座の対応と言うべきである。習俗や民間信仰を通じた民衆との関わりも近世寺院の歩みと軌を一にする⁽¹⁾。

夷人教化では従来から指摘の特筆する活動もあるが、概して夷人を刺激しない消極的な対応にとどまり、蝦夷地政策の犠牲者の追悼、及び国家安泰と漁場繁栄の祈禱への傾斜に寺活動の本質があったと見られる。

- (1) 竹田聴洲 前掲書